

## 第40回佐賀家庭裁判所委員会議事録

### 1 開催日時

令和6年5月17日（金）午後1時30分から午後3時まで

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所2階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員長

小倉哲浩委員

#### (2) 委員（五十音順）

池田宏子委員、数間薫委員、草場栄美委員、桑原昇委員、坂井勝己委員、名和田陽子委員、西田千歌子委員、原口哲哉委員

#### (3) 説明担当者

佐賀家庭裁判所主任調査官 横山 貴史

#### (4) 事務担当

佐賀家庭裁判所事務局次長 山下 裕巳

佐賀家庭裁判所事務局総務課長 田中 雅行

### 4 議事

(1) 佐賀家庭裁判所事務局総務課長が、第39回佐賀地方裁判所・佐賀家庭裁判所委員会のテーマである「裁判所の防災について」について出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(2) 佐賀家庭裁判所主任調査官横山貴史が、テーマ「18歳、19歳の特定少年に対する教育的措置について」に関し、説明した。

#### (3) 意見交換

（□は委員長、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明担当者）

□ 18歳、19歳の若者に対して成人としての自覚を促すためにどの

ような工夫をされているのか伺いたい。

- 日頃から接していると権利意識は強くなったと感ずることがある。若者に対し、自覚を促すというより、こちら側が相手は子供ではないということを理解しておく必要がある。
- 自覚を促すという点では、投票ができるようになったことは大きいことだと思ふが、その意識がない子もいる。投票ができるようになったということは責任があると、お互い大人として話すようにしている。
- 18歳、19歳になると格段に大人になっている。自分の将来と向き合う場面で保護者等も含め様々な話し合いをする。一過性にならずに、スキルが続いていくように考えないといけない。また、選挙にしっかり行くように促すことで大人としての自覚を促すようにしている。
- 業務的に18歳、19歳と接することは少ないが、職場には高卒で入ってくる子も数年に1回くらいはある。実際に経験があるが、18歳、19歳として見るのではなく、同僚として見ている。一緒に仕事をしているんだという意識を持っている。年齢的なものは感じなかった。同じ18歳でも、進学した子と就職した子との意識の差も感じた。年齢だけではない。
- 責任感はお金をいただく立場に立つと高まると思ふ。
- 学生でもアルバイトをすることで大人たちとの繋がりができ、責任感が出てくる。
- 特定少年に対し裁判所がどのような教育をしているのかと思つて参加したが、具体的に聞くと、成人としての自覚を職場とか学校とかでどのように促しているかということだった。成人というより善人であるための教育をどうしているのかが裁判所として興味があるところではないのか。
- 20歳を超えると処罰ということになるが、それ未満は教育的措置

を行うという側面もある。少年だからそういう措置をしていたのに、18歳で成人になった場合にどうするのか、裁判所として苦労している部分もある。最近の18、19歳の子の特徴はあるか。

- 18、19に限らないが、年齢の教え方で、「つ」がつく、9歳までにやってはいけないことを周りから教育を受けている子は学校で注意をしても通りやすい。9歳までの生育環境が影響していると思う。日常的な会話の中で、どういった教育を受けたのか把握していくのが大切である。
- 特定少年の制度の分かりにくさもある。どうしてこういう制度になってしまったのか。高校卒業後は何かしらの機関に委ねるしかないのではないか。社会が教育することは難しくなっている。
- 少年手続の中でも責任を持たないといけないというような話をするがそもそも仕事に対する意識が低い。非行をしたとしても仕事を続けている子は割と持ち直しているイメージがある。
- そうなっていない子をどうやって育てていくか。仕事をしている子は責任感がちゃんと付いている。
- そういう子を指導教育するのが裁判所の仕事なのか。
- 少なくとも事件を起こさないようにする力や考え方を身につけさせたいと思う。大人になると警察で捜査して処分を決めて、罰を与えて反省してもらおうというのが一つの考え方である。少年の場合は単に罰を与えるのではなく、内面的なところを指導して成長させていく。少年は変わりやすい子が多い。18、19歳はまだ変わる余地があると思う。
- 18、19で重大事件を起こして逆送された場合などいろいろな手続を見ていると、20歳で犯罪を起こした場合と20歳の手前で起こした場合との違いが分からない。アプローチをするにも制度が分かり

にくい。実際、特定少年の間の2年間で処遇を決め、その間でアプローチして変われるためには、どこをどうすればいいのか知りたい。時間がなく、あっという間に成人になってしまうのではないか。

- 裁判所としては早めに処分を行うことになると思う。
- 選挙権が18、19歳で与えられることで政治に興味を持ってもらうことは大事である。若い年齢で活躍している人も多い。一般的にみると高校生の17、18の子が同じ事件を犯した時に18だからとなるのは親としては辛いのではないか。高校生は親の保護の中にいるので、成人だからというのは難しい。
- 何か起こった時に17歳か18歳か、年齢の確認はするようにしている。そこで制度的なことを調べて保護者に説明し、今後の対応を考える。20歳になると目に見えて成長が分かる。17歳、18歳は変わっていきける要素を持っている年齢である。学校の教育にも限界を感じることもある。例えば、法的な措置を受けた子など矯正教育は学校での教育と比べると効果をすごく感じることもある。また、アルバイトの経験のある子の話を聴くと社会との接点を持った経験はすごく大きい。学校の外でも責任をもって物事に取り組む機会があるのがいいのではないか。
- 中途半端さが19、20歳の特徴なのかもしれない。中途半端な年齢をどうすればいいのか。
- 小さい頃の承認欲求が満たされずに育った子もいる。そのような子は上からの指導を嫌い、自分の話を聞いてほしいという子もいる。本人の言い分を聞く時間も必要で、否定をしないで、本人の話を聞くことも必要ではないか。そうするうちに落ち着いてくる。
- 裁判所に初めてくる子は裁判所で責められるのではないかと考えている。言い分を聞くというところからスタートしないとこちら側の話

も入っていない。

- 子供を変えるときには信頼関係を築くことが大事である。
- アルバイトで家庭教師をやっていたときに信頼関係を築くと子供がやる気がなくても素直になり、勉強も取り組み始めることが多い。
- 場合によっては保護観察所に伝えて、保護司さんと繋いでそのような環境を作っていくこともある。
- 学校の現場では、指導から支援に変わっている。困ったことがあったら大人に相談する、そして一緒に考えていく。自分で課題を発見し、自分で行動することが大事である。教え込もうとすると受け付けない、今は誰もついてこない。主役が生徒に変わってきている。始業式、終業式の司会等を生徒がやっていく、学校のルールも生徒たちに決めさせる。教師は指導的な立場から支援し、保護者や近所のボランティアの人にも援助をお願いすることもある。
- 近所のボランティアはどのような風にして確保しているのか。
- 区長さんなどと電話で話したり、訪問したりしている。近所に住んでいる同窓生にお願いしたりもしている。
- SOSを発してもらったための信頼関係はどうやっているのか。
- 相談しやすい雰囲気づくりや、何かあったら相談しやすい職員を窓口にしたり、担任に相談するようにしている。その担任に相談できなければ、別の先生に相談をする。特別のアイデアはないがそれくらいで浸透している。
- 出席カードの裏に何かを書かせるようにしている。どうでもいいことを書いてくる子もいるが、その人の人となりのようなものが分かたりもする。次の授業のときにその話をして信頼関係を築くようにしている
- 支援学校に行くか行かないか、その境界にいる子が支援を受けられ

ない現状もある。中学までは先生に服装などを見てもらっている。高校に入ると幅が広くなりそういう子がいても構ってもらえず勉強が面白くなくなる。高校3年間で資格を目指す子、大学を目指す子は成長する。

- 今見せていただいた資料は特定少年に示して説明しているのか。
- 網羅的に説明するのは分かりにくいので、本人や親御さんの状況を見ながらケースに合わせてピックアップして説明している。
- 配られている資料は難しいと思う。特定少年は自分がどうなるのか不安があり、自分の立ち位置などを示されても難しいのではないか。
- こういった資料は保護者への説明に有用だと思う。
- 識字障害の子も多く、そういう子は言葉では理解できないため、図で表すほうが良い。視覚的にぱっと分かるほうがいい。
- 国家資格をいくつも取っている子でも字を読めない子も多い。
- もっと分かりやすい言葉にしないと識字能力が低い子は理解できないのではないか。
- 弁護士も似たようなものを使ってどのような手続なのか流れを説明している。
- 特定少年の立場からすれば今、自分がどういう場面にいるのかはどうでもよくて、これからどうなるのかを知りたいのだと思う。
- 最近は学校現場に消費者教育の一環として行くことが多くなった。
- 守ってもらった立場ではなくなったことを伝えていく必要があるのかもしれない。
- 裁判所から出前授業をすることはないのか。裁判所からアプローチをかけてもいいのではないか。
- 弁護士会で出前講義をされることは多いか。
- 一番多いのは消費者教育の需要が高い。

- 特定少年という言葉を知らない人も多い。
- 成人になったから成人扱いと思う人が多い。
- 少年たちが自分たちで知っていることも多いが、間違っている場合もある。
- 特定少年の重大な事件があれば、テレビなどで説明される。
- 成人であればすぐに終わってしまう事件でも、少年であるがゆえに保護されて長くなってしまう場合もある。
- 改正少年法について論議になっているときは取り上げられるが、当たり前になると特定少年の説明もしなくなる。実名報道するかしないかという問題もある。定期的に周知していかないと忘れられるかもしれない。

(5) 次回の予定

佐賀地方裁判所委員会・佐賀家庭裁判所委員会合同開催

日 時 11月12日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 仮庁舎における障害者配慮について